

# 令和4年度施行 議員選挙・選任要項

京都商工会議所

# 1号議員の選挙

..... 定数76人

## ◎ 投票

日 時 令和4年10月4日(火) 午前10時より午後7時まで 及び  
令和4年10月5日(水) 午前10時より午後4時まで

場 所 京都商工会議所 (下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター内)

方 法 電磁的記録式投票機を用いた投票

### (付記) ◆代理投票

選挙人が投票日当日に投票所へ行くことが出来ない場合、代理人に投票権を委任することによって、投票に参加することが出来ます。代理人への委任手続きは、インターネット上で行います。手続きの詳細は選挙人へ送付する1号議員選挙のご案内にてご確認ください。なお、代理人への委任手続きは、必ず**令和4年9月26日(月)正午**までにインターネット上にてお済ませください。

## ◎ 開票

日 時 令和4年10月5日(水) 午後4時30分～

場 所 京都商工会議所(下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター内)

議員選挙・選任規約第26条に基づき、得票数が多い順に定数に達するまでを当選人とします。但し、当選には有効投票総数を定数(76)で除して得た数の6分の1以上の得票が必要です。

## ◎ 選挙人の資格

会 員 (1)令和4年6月30日(木)までに加入金および会費を完納して会員となった者。(但し、特別会員を除く)

(2)令和4年3月31日(木)までに会員となった者(既会員)については選挙人名簿確定日(令和4年8月4日)までに令和4年度上期までの会費を継続して完納した者。(但し、特別会員を除く)

**会費に一部でも未納がある場合、選挙人資格はありませんのでご注意ください。**

特定商工業者 選挙人名簿確定日(令和4年8月4日)までに令和4年度の負担金を納入した者。

## ◎ 選挙権個数

会 員 会費口数に応じて投票できる票数が異なり、これを選挙権個数と呼び下記表のとおりです。

会費口数	選挙権個数	会費口数	選挙権個数	会費口数	選挙権個数	会費口数	選挙権個数
1口	2個	8口	16個	27-32口	30個	73-77口	45個
2口	4個	9口	18個	33-38口	32個	78-82口	46個
3口	6個	10-11口	20個	39-46口	34個	83-87口	47個
4口	8個	12-13口	22個	47-54口	37個	88-93口	48個
5口	10個	14-17口	24個	55-60口	39個	94-99口	49個
6口	12個	18-21口	26個	61-66口	41個	100口以上	50個
7口	14個	22-26口	28個	67-72口	43個		

特定商工業者 1個

選挙人名簿確定日(令和4年8月4日)までに、特定商工業者である会員が会費とは別に令和4年度の負担金を納入した場合、または会員でない特定商工業者が令和4年度の負担金を納入した場合、1個の選挙権個数を有します。

## ◎ 立 候 補

- 資 格 選挙権を有する会員に限ります。  
法人会員・団体会員は、法人または団体としての立候補となります。
- 受 付 令和4年7月29日(金)から8月5日(金)  
上記期間内、土・日曜日、祝日、休日を除き、毎日午前10時から午後4時  
までの間に、所定の文書によって届け出てください。
- 辞退期限 立候補を辞退する場合は、令和4年8月10日(水)午後4時まで  
(土・日曜日、祝日、休日を除き、毎日午前10時から午後4時まで)  
に所定の文書によって届け出てください。期限後の辞退はできません。

## ◎ 選挙人名簿

- 調 製 日 令和4年6月30日(木) 選挙人資格を得るための基準日。  
令和4年度に加入する会員は加入手続きの締切日であり、既会員は選挙権個数に  
反映できる会費口数の変更締切日です。選挙人名簿には、本調製日時点における  
特別会員を除いた全会員の選挙権個数と、全特定商工業者(選挙権個数は各1個)  
を掲載しています。
- 縦覧期間 令和4年7月25日(月)から7月28日(木)まで (毎日午前9時  
より午後4時まで)
- 縦覧場所 京都商工会議所
- 確 定 日 令和4年8月4日(木)  
選挙人名簿「調製日」時点において選挙人名簿に掲載された会員等が、実際の選挙  
権を得るために、会費や負担金を納入する期限です。

## 2号議員の選任

定数52人

## ◎ 選任する部会の種類

総数 12部会

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 小売商業部会    | 5. 建設産業部会   | 9. 観光・運輸部会   |
| 2. 卸売商業部会    | 6. 食品・名産部会  | 10. 金融部会     |
| 3. 繊維・染織部会   | 7. 化学部会     | 11. 文化・情報部会  |
| 4. 電機・機械金属部会 | 8. 生活産業製造部会 | 12. サービス産業部会 |

## ◎ 選 任

- 期 間 令和4年6月1日(水)から令和4年7月15日(金)までの間に、  
各部会において選任します。
- 場 所 京都商工会議所または各部会が各々定めた場所
- 方 法 各部会において会議を招集し、議員選挙・選任規約に基づき予め割り  
当てられた定数の2号議員を選任します。
- 定数の割当 各部会に割り当てられる2号議員の定数は、令和元年度・令和2年度・  
令和3年度の期末(各3月31日)現在の計3回の平均による部会員数  
の総会員数に対する比率を45、同じく部会員の負担する会費口数の  
総会費口数に対する比率を55の割合として按分して算定します。  
但し、割当比率が1未満の部会には1人を割り当て、また割当比率が  
8以上となる部会には8人を割り当てます。なお、割り当ての上限は、  
8人とします。  
なお、本算定時の総会員数および部会員数に特別会員は含みません。

## ◎ 選任・被選任資格

令和4年3月31日(木)までに令和3年度分までの会費を継続して完納し、会員となって部会に所属した者。  
二以上の部会に所属する会員は、予め希望によって定める一部会においてのみ2号議員の選任・被選任の資格を有します。

### 3号議員の選任

..... 定数22人

## ◎ 選 任

期 日 令和4年5月に開催される常議員会において選任します。  
場 所 京都商工会議所  
方 法 会頭が常議員会の意見を徴し、選考委員会の意見に基づいて会員のうちから選任します。選考委員会は、正副会頭及び常議員のうちから会頭が指名するものによって構成します。

## ◎被選任資格

令和4年3月31日(木)までに令和3年度分までの会費を継続して完納し、会員となって部会に所属した者。

### 役員及び議員が負担する会費の最低口数について

昭和62年3月議員総会の申し合わせによる役員及び議員の負担する会費の最低口数について、従前より下記のとおり実施しております。

下記の最低口数は、次期(令和4年11月から)においても役員・議員就任時から適用されます。

役 員 (常議員等)	法人・団体会員	28口	以上
	個人会員	42口	以上
議 員	法人・団体会員	14口	以上
	個人会員	21口	以上

### <本資料に関するお問い合わせ>

京都商工会議所 会員部 会員サービス課  
TEL : 075-341-9760  
<https://www.kyo.or.jp/kyoto>